

ファミリーホームの現状に関する調査

結果概要

東洋大学「社会調査および実習」コース19

担当教員：白井千晶

児童の社会的養護（社会が親に替わって養育・養護をおこなうこと）は、乳児院や児童養護施設などの「施設養護」と里親などの「家庭養護」に分けられる。諸外国では家庭養護が中心となっているのにたいして、日本では約9割が施設養護となっており、子どもの成長、発達、福利の点からも家庭養護が望ましいことが唱えられている。政府は家庭養護ないし家庭的養護（グループホームなど規模を小さく、地域に根ざした生活を中心とすること等）への方向性を示したが、種々の理由から家庭養護への歩みは緩慢であるともいえる。

一方で、児童の社会的養護が必要となる事由は、親の死亡等による不在、心身の疾患や経済的理由による養育困難だけでなく、児童虐待など養育の不適切が大きな割合を占めるようになり、児童の心身の健康な育ちが阻害されているケースも少なくない。家庭養護が望まれる一方で、養育の難しさや多くの社会的資源が必要とされることもまた提起されている。

日本では、ファミリーホーム、里親型グループホーム、里親ファミリーホームなど自治体独自の制度であった事業が2009年に法定化され、小規模住居型児童養育事業をおこなう「ファミリーホーム」として一本化した。現在、ファミリーホームは、児童福祉施設が小さくなったものではなく、里親が大きくなった、養育者の家庭に児童を迎え入れて家庭養護を担う事業として制度化され、大きな期待が寄せられている。

本調査の目的は、実際にファミリーホーム養育者に現状を尋ね、それを集計・考察することによって、家庭養護の実践と、当事者が提起する課題を明らかにすることである。

具体的な調査内容は、3つの柱からなる。先行研究や先行調査のレビュー、ファミリーホーム開設者を対象にした質問紙調査（量的調査）、同じくファミリーホーム開設者を対象にしたインタビュー調査（質的調査）である。報告書ではこれらすべてを収録しているが、本概要は紙面の都合からアンケート調査の結果のみ報告する。

アンケート調査の概要

調査時期 2013年7月

対象 日本ファミリーホーム協議会に入会しているファミリーホーム

回収数 87（49.7%）

ファミリーホーム協議会から発送されたのは176件（うち1件が不達）、有効回収は87票であった。有効回収率は49.7%であり、郵送アンケート調査としては高い回収率で、多くの理解・協力をいただいたことがわかる。

調査方法 郵送自記式調査

発送先は個人情報であるため日本ファミリーホーム協議会に発送を依頼（送料は当大負担）。回答は無記名で、返信用封筒にて投函を依頼した。

インタビュー調査の概要

インタビューの時期 2013年7月～12月

対象 アンケート調査にご回答下さったホームのうち、訪問または電話インタビューにご協力下さるとご連絡先を記入下さった方

アンケート用紙は無記名であるため、別紙でインタビュー調査ご協力のための連絡先記入を求めた。

インタビュー実施数 44人

担当学生が訪問または電話でインタビューをおこなった

インタビュー方法 半構造化インタビュー

アンケート調査の集計結果

(1) 開設年

都道府県・自治体の制度として2009年以前よりファミリーホームを開設していたと答えた人のうち、もっとも古いものは1990年、もっとも新しいものは2007年だった(平均2001年)。

表1 開設年(1)

N=87 %

都道府県・自治体の制度として2009年以前より開設	2009年以降に国の制度として開設
13.8	86.2

都道府県・自治体の制度として2009年以前からファミリーホームを開設していた場合に、国の制度となった2009年を開設年として、開設年を集計したところ、表2のように、2009年(自治体制度として2009年以前開設を含む)および2010年に開設年が集中しており、現在開設しているファミリーホームの半数以上は2010年までの開設であることがわかる。2012年に実施した里親・ファミリーホーム調査では、回答者の74.0%がファミリーホーム開設の意思がないと回答しており(7.7%はすでに開設している、18.3%は開設の予定・意思がある)、里親経験者でファミリーホーム開設の意思がある・あった人は、すでに開設を完了していて、今後、法人設置型や乳児院・児童養護施設従事経験者による開設が増えなければ、よりいっそう新規開設数が減少する可能性が見込まれるだろう。

表2 ファミリーホーム開設年

%

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
23.3	29.1	17.4	17.4	12.8

(2) 開設要件

厚生労働省が定めるファミリーホームの開設要件は、下記のいずれかを満たすことである。

1. 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する
2. 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する
3. 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した
4. 上記1.から3.までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた

どの要件を満たして開設したか尋ねたところ、表3の通りであった(複数回答)¹。養育里親の要件を満たしてファミリーホームを開設する人が大半であることがわかる。平均1.54個に当てはまると回答されており、とくに「養育里親として2年以上養育・同時に2人以上の養育」と「養育里親として5年以上登録・5人以上の養育」の双方を満たしている人が全体の35.6%あった。一方で、施設職員と里親の両方の経験をもつ人は1割に満たない(養育里親として2年以上・2人以上同時に養育、児童養護施設等で3年以上従事9.2%、養育里親として5年以上登録・5人以上養育、児童養護施設等で3年以上従事4.6%)。

表3 ファミリーホーム開設要件 %

養育里親2年以上養育・同時に2人以上	養育里親5年以上登録・5人以上養育	児童養護施設等で3年以上従事	準じると都道府県知事認容
58.6	56.3	25.3	13.8

(3) ファミリーホームの形態

厚生労働省はファミリーホームの形態として以下の3形態を認めている。

1. 養育里親(専門里親を含む 以下同じ)として委託児童の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
2. 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下「児童養護施設等」)の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの(当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む)
3. 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

これのいずれに該当するかを尋ねたところ、表4に示したとおり、養育里親経験者が自らの住居をファミリーホームにする形態が8割を超えていて、法人が事業者となる形態は

¹ ただし、ファミリーホームの要件が、養育者の家庭に迎え入れて養育をおこなう家庭養護であることを明確にするために見直されたのは平成24年4月である。これにより、「小規模住居型児童養育事業所」という名称は廃止されファミリーホームに一本化された。「3人以上の養育者を置かなければならない。ただしその一人を除き、補助者をもってこれに代えることができる」が「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」または「養育者1名+補助者2名以上」となった。「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者」(生活の本拠を置かない養育者も認める)が「養育者はファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」となった。「児童福祉事業に従事した経験がある者等」が「乳児院、児童養護施設等での養育の経験がある者等」と要件が厳格になった。

6.9%のみだった。

表4 ファミリーホームの形態 %

養育里親経験者が自らの住居で	児童養護施設等経験者が自らの住居で	法人事業者で職員を養育者として住居を提供
80.5	12.6	6.9

ただし、養育里親経験者や児童養護施設等経験者がNPO法人等を設立してファミリーホームの運営をおこなっていることもある。本アンケートで「法人格がファミリーホームの開設・運営をおこなっているか」を尋ねたところ、「法人格なし」が86.7%であったが、「NPO法人」「その他の法人」が合わせて9.6%あった。ただしファミリーホームの事業者（設置・運営者）が法人になっているのか、養育里親経験者個人が事業者であるが法人の代表・役員であるのか、質問紙調査では正しく回答が得られていない可能性もある。いずれにしても、多様なファミリーホームのありようがあること、そこにファミリーホームの可能性のあることを示唆する回答結果である。

表5 法人格がファミリーホームの開設・運営をおこなっているか %

法人格なし	社会福祉法人	NPO法人	その他法人
86.7	3.6	4.8	4.8

不明4をのぞく。その他の法人は宗教法人、一般財団法人等。

(4) 里親経歴

ファミリーホームは、里親が大きくなったもので施設が小さくなったものではない、家庭養護であること、里親ファミリーホームなど里親型から始まったことなどから、8割強が要件としても開設形態としても里親を出発点にしていることがわかった。ここで里親としての経歴を見ておきたい。

回答者の中には、「養育里親として2年以上養育・同時に2人以上の養育」「養育里親として5年以上登録・通算5人以上の養育」どちらの要件もない人が20.7%ある。しかし法人が職員を養育者として事業をおこなう場合も、児童養護施設等の職員経験者が自らの住居をファミリーホームにする場合も、例えば養育里親としての登録が5年未満・通算4人以下であるなど里親の経験がある場合もあるだろう。

集計結果をみると、平均としては、里親登録して10余年、養育里親として受けた委託児が10人以上である姿が浮かぶ。(表8も参照)

表6 里親経歴(平均)

	里親登録年	養育里親委託児数	専門里親委託児数	養子縁組委託児数	一時保護委託児数
全体	1999.92	10.58	1.13	0.30	2.22
養育里親経験者	1999.33	11.22	1.20	0.33	2.36

(5) ファミリーホーム運営者の構成

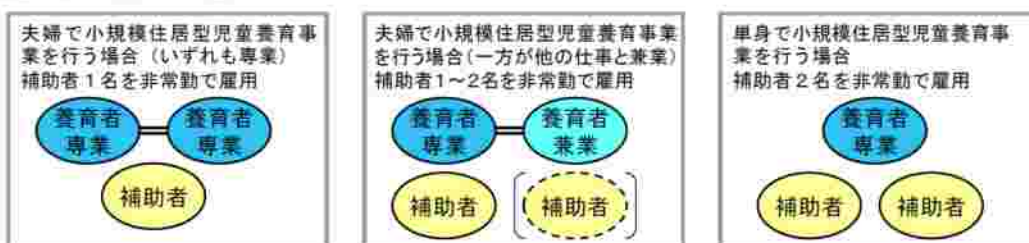
厚生労働省が定めるファミリーホームの形態は、養育者はファミリーホームに生活の本拠を置くこと、それ以外は補助者として扱うことになっている。また措置費は、児童6名定員の場合、常勤1名と非常勤2名分支給されることになっており、それを非常勤3名以上に充ててもよいことになっている。厚生労働省の資料からその形態を下図に示した。図に示したように、養育者2名が専業で補助者1、養育者1名に補助者2、いずれかが基本形態になっている。

ファミリーホームの形態について

- ※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)
- ※養育者2名(配偶者)+補助者1名、又は養育者1名+補助者2名
- ※措置費は、常勤1名分+非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

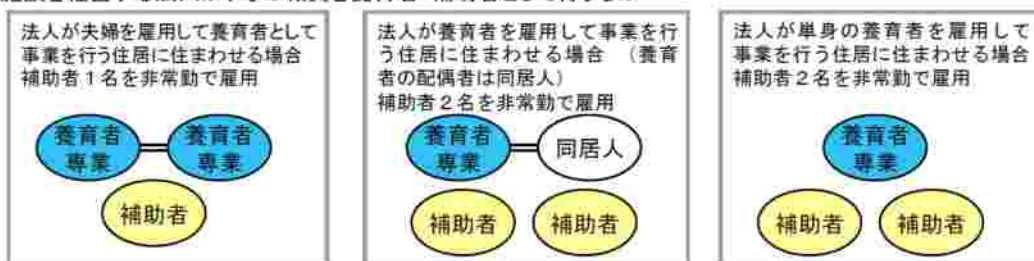
自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



法人型

- ③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



厚生労働省「社会的養護の現状について」(平成25年3月版)

表7-1に、回答を加工して作成したファミリーホームの構成を示した。夫婦で事業を行い、1名は兼業で、1~2名の補助者を非常勤で雇用する形態が56.8%と過半であった。単身が専業でおこない、補助者2名を非常勤で雇用する形態は16.0%、夫婦とも専業で補助者が親族9.9%、補助者が知人等9.9%だった。

また、ホーム長(事業者たる養育者)もう一人の養育者、一人目の補助者、二人目の補助者、三人目の補助者、それぞれの性別、年齢、続き柄を尋ねた。

ホーム長は、表7-2に示したように、女性が65.9%と7割弱になっている。年齢は60代が44.3%、50代が38.2%だった。夫婦型が約8割であるので、長年養育里親をした夫婦の妻側がホーム長になってファミリーホームを運営している姿が浮かび上がる。

1人目の補助者は74.1%が女性で、親族・身内の場合、子ども(実子)が多くあげられたが、母、祖母、義母など自身より上の世代や、きょうだい、義理の子ども、姪、義妹、

など傍系親族や婚縁の親族もあがっている。

2人目の補助者がいるホームは79.5%、3人目の補助者がいるホームも43.1%あり、(勤務時間については尋ねていないが)多くの補助者の協力を得ながら運営していることがわかる。

ちなみに調査票を記入したのは、ホーム長が68.5%、もう一人の養育者が31.5%だった。

表7-1 ファミリーホームの形態・構成 %

夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合(いずれも専業)補助者1名を非常勤で雇用(親族・身内の場合)	夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合(いずれも専業)補助者1名を非常勤で雇用(知人の場合)	夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合(一方が他の仕事と兼業)補助者1~2名を非常勤で雇用	単身で小規模住居型児童養育事業を行う場合:補助者2名を非常勤で雇用	法人が夫婦を雇用して養育者として事業を行う住居に住ませる場合:補助者1名を非常勤で雇用
9.9	11.1	56.8	16.0	6.2

表7-2 ホーム長の属性

性別	男性 34.1%	女性 65.9%			
年齢	30代 3.7%	40代 9.8%	50代 38.2%	60代 44.3%	70代 3.7%

不明をのぞく。

ところで、ファミリーホームの性格を明らかにするために改定された児童福祉法施行規則および実施要綱(平成24年3月末)では、ファミリーホームは「児童を養育者の家庭に迎え入れて養育をおこなう家庭養護」であるとされ、要件は「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とされた。養育を養育者の住居でおこなうこと(賃借住居であっても)すなわち“起居を共にすること”が「家庭養護」の要件であると示された。一方で、養育者は夫婦でなくても、里親経験者でなくてもよく(乳児院、児童養護施設等での養育経験者や現在その職員である者)、「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」または「養育者1名+補助者2名以上」であればよい。

じっさいのところ、ファミリーホームがどのような構成になっているかは、どの要件を満たして開設したか、夫婦とも養育者になっているか、法人が設置しているか、などでは判別することができない。夫婦のどちらかが、養育者でなく補助者として登録していたり、同居する配偶者がいるが補助者としても届出ていなかったり、法人に夫婦が雇用される形式になっていた、養育者が法人格を設置していたりするからである。そこで、試みに、開設のさいに満たした要件、現在のファミリーホームの形態、養育里親経験の有無、法人の有無、養育者・補助者の続き柄、同居している人、等から独自にアフターコードして、ファミリーホームの構成の現状を探った。アフターコードの分類は、「(1)夫婦+家族(元里子含む)、2・3人目補助者が外部者含む」「(2)単身+親夫婦・子夫婦、3人目補助者が外部者含む」「(3)夫婦+外部者、2・3人目補助者が家族親族含む」「(4)単身+家族親族(例えば親、本人、子の3人)、3人目補助者が外部者含む」「(5)非家族親族(法人有無問わ

ず)・同性のみ」「(6) 非家族親族(法人有無問わず)・異性含む」である。

(1)は、夫婦とその親、その子などで構成されるものである。(2)は、養育者は単身であるが、養育者の親夫婦ないし子夫婦が構成しており、「夫婦」という要素を含んでいるものである。(3)は夫婦が核となっており、その他の家族親族を養育者に含まないものである(家族親族が2人目・3人目の補助者になっているものはこの分類に含めた)。ここまでの(1)~(3)は、ファミリーホームの中に「夫婦」という要素が含まれている。

(4)は夫婦という要素を含まないが家族親族によって構成されるもの(例えば養育者とその親と養育者の子など)である。(5)(6)は夫婦という要素も、家族親族という要素も含まないものである²。法人が設置しているか否かは問わないことにした。試みに、「夫婦」ないし「父親役割、母親役割」と関連して、養育者・補助者が同性のみによって構成されているか、異性を含むかも識別した。

表7-3 ファミリーホーム運営者の構成

%

夫婦+家族(元里子含む)、2・3人目補助者が外部者含む	単身+親夫婦・子夫婦、3人目補助者が外部者含む	夫婦+外部者、3人目補助者が家族親族含む	単身+家族親族(例えば親、本人、子の3人)、3人目補助者が外部者含む	非家族親族(法人有無問わず)・同性のみ	非家族親族(法人有無問わず)・異性含む
41.5	3.7	41.5	2.4	9.8	1.2

不明5をのぞく

² ちなみに社会学の観点からいえば、「家族」の核が「夫婦」であるか「親子」であるかは従来より結論の一致に至っていない。さらに婚縁も血縁ももたない「家族」もあるかもしれない。

「世帯(household)」は、生計をともにする集合である。生計をともにするため原則的には同居を要件とする。当然のことながら婚縁・血縁は問わない。世帯の定義は行政による。「親族(kinship)」は婚縁または血縁を伴う。養子は血縁によらず法定親子関係を創設する親子関係の擬制であり、親族に含まれる。法定上の親族は民法に規定されている。一方で「家族(family)」に定義を与えることは困難である。落合恵美子(1996)は、歴史上の一形態として「近代家族」の特徴を1,家内領域と公共領域の分離、2,家族成員相互の強い情緒的關係、3,子ども中心主義、4,男は公共領域・女は家内領域という性別分業、5,家族の集団性の強化、6,社交の衰退、7,非親族の排除、8,核家族、とした。つまり近代においては非親族が排除され、夫婦と子どもから成る、情緒的紐帯を持つ集団が「家族」の「理想型」となった。また当然のことながら、世帯、親族、家族は、要件・要素上、重なっている部分も大きい。

しかし情緒的紐帯ないし愛着・愛着を要件とすることは、シェアハウスなど非親族からなる世帯を「家族」ないし「家族的」とすること、同性カップル・同性パートナーシップなど「夫婦」を異性のダイアドに限定しないことに結びついてきた。

なお、ファミリーホームは「家庭(home)養護」という用語が使用されている。家庭は生活する「場所」ないし集まり、生活の単位である。したがって「世帯」の生活する「場所」と考えられる。

集計は下表の結果となった。夫婦とその家族親族によって構成されている類型が 41.5%、夫婦（と外部者）で構成されている類型が 41.5%あり、夫婦を核とする類型が 83.0%を占めている。ホーム長（養育者）は単身であるけれども、その親夫婦あるいは子夫婦を含むホーム 3.7%を合わせると 86.7%と 9 割弱に及ぶ。また、養育者の親、養育者、養育者の子など、夫婦という要素はないけれども家族親族によって運営されているホームは 2.4%あった。家族親族を要素に含まないホームは 11.0%であり、その多くは同性のみで運営されている（ほとんどのホームが女性のみ）。

（ 6 ）ファミリーホーム養育者・補助者の資格・経験

ファミリーホームの養育者、補助者は、どのような資格・経験をもっているのだろうか。主な資格・経験についてそれを有しているか尋ねたところ、下表のように、保育士、社会福祉士、社会福祉主事等の資格をもっている割合が小さくないことがわかった（表 8）。

表 8 資格・経験 %

	養育里親	専門里親	児童福祉施設職員	教諭・幼稚園	保育士	社会福祉士・主事	その他
ホーム長	76.8	38.3	20.7	11.0	24.4	17.1	7.3
もう一人の養育者	64.8	28.2	17.1	8.6	18.6	8.6	5.6
一人目の補助者	15.9	1.2	9.8	9.8	23.2	8.5	11.0

ホーム長の「その他」は介護福祉士、もう一人の養育者の「その他」は調理師、介護福祉士等。一人目の補助者の「その他」は介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）、看護師、心理士、調理師、理学療法士等。

（ 7 ）ファミリーホームの構成

ファミリーホームの構成を知るために、同居している子どもについて、委託児、一時保護としての委託児、措置解除された元委託児、その他私費によるステイ等別に、各人の年齢、性別、委託開始年月、および実子については年齢、性別を尋ねた。また、同居している子どものそれぞれのカテゴリについて被虐待経験がある子どもの数、発達・心身・知的障害がある子ども（疑いを含む）の数も尋ねた。詳細は報告書本文を参照していただくこととし、本概要では委託児と実子の概要のみ報告する。

87 ホームに現在同居している委託児の総数は 333 人、実子が同居しているホームは 24 で実子の総数は 42 人だった。委託児は中学・高校学齢期にあたる 13-18 歳が 42.3%、小学校学齢期にあたる 6-12 歳が 36.9%、措置延長の 19 歳以上が 4.2%と小学生以上が 83.4%を占めている。一方で、実子が同居しているホームは 27.6%のみで、同居している実子は 19 歳以上が 69.0%である。ホーム長の年齢が比較的高いこともあり、実子は年長ですでに離家していることが推察される。

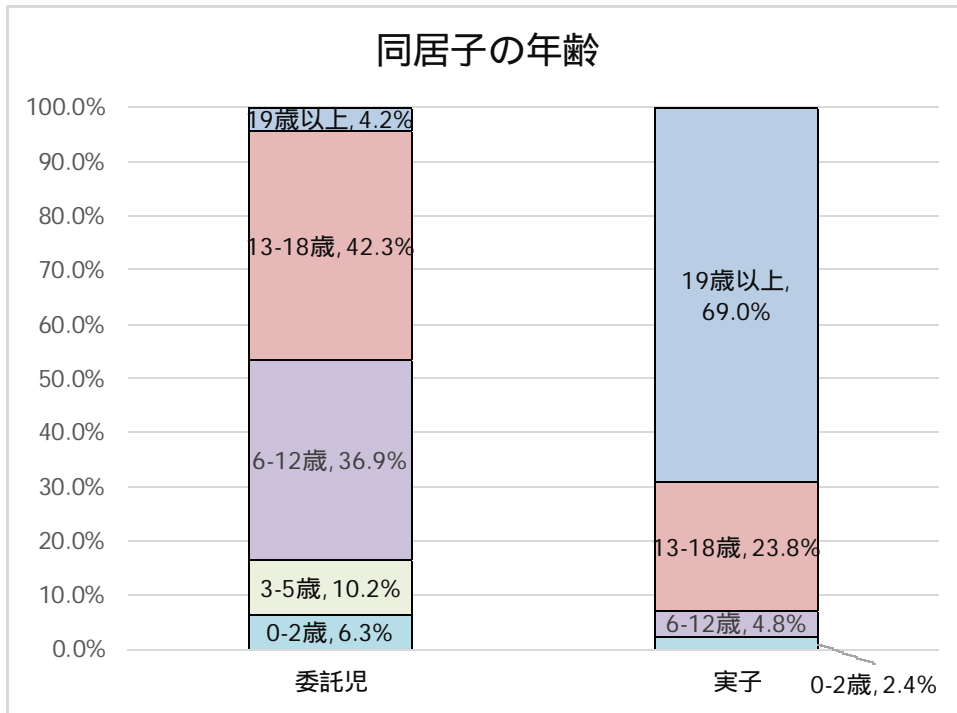
年齢、性別の組み合わせは、煩雑になるので詳細は割愛するが、1 人目の委託児、2 人目の委託児、3 人目の委託児がすべて 13 ~ 18 歳であるホームが 18%と最も高い割合を占めていた。全体の趨勢としては、委託児は 1 人 ~ 6 人、年齢の組み合わせも低年齢児が

ら年長児まで多岐にわたっていることがファミリーホームの特徴であるといえる。

表9 同居している子どもの年齢

%(人)

	N	0-2歳	3-5歳	6-12歳	13-18歳	19歳以上
委託児	333人 87ホーム	6.3%(21)	10.2%(34)	36.9%(123)	42.3%(141)	4.2%(14)
実子	42人 24ホーム	2.4%(1)	-	4.8%(2)	23.8%(10)	69.0%(29)



委託児のうち、被虐待経験がある子どもの数、発達・心身・知的障害がある子ども（疑いを含む）の数を尋ねたところ、前者は平均 2.13 人、後者は平均 1.70 人であった。委託児のすべてに被虐待経験がないホームは 2 割、発達・心身・知的障害がないものも同様に 2 割しかない（表 9 - 1）。

表 9 - 1 同居委託児のうち被虐待経験がある子ども、発達・心身・知的障害等がある（疑い含む）子どもの数

	%						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
同居委託児のうち被虐待児人数	20.9	20.9	19.4	17.9	10.4	4.5	6.0
同居委託児のうち発達障害児(疑い含む)人数	23.2	31.9	21.7	8.7	7.2	4.3	2.9

カテゴリ別に同居している人の人数を尋ねたところ、表 10 のように、養育者、配偶者、

委託児以外にもさまざまなカテゴリの人と同居していることがわかった。例えば元委託児、夫婦の親族（きょうだい、親等）補助者等である。

本人を含めた同居人数は4人以下が14.3%、5～7人が29.9%、8～10人が46.8%、11～13人が9.1%と、8～10人が半数を占めていた。本人を含む同居人数の平均は7.45人だった（平成24年の平均世帯人員は2.57人）。

一方で、調査時点で委託児が4人以下が44.2%と約半数を占めていた（3人以下27.3%、0～2人も19.5%ある）。ホームの希望や都合で委託児数が少なくなっている可能性もあるが、もしホームの希望や都合によらずに委託児数が少ないならば、ホームの運営・経営に支障をきたしていることも予想される。というのも、児童養護施設の一つの形態であるグループホーム（地域小規模児童養護施設・定員6名および小規模グループケアの分園型・定員6～8名）は、措置費が定員払いであるのに対して、ファミリーホームは委託児の現員払いであるからである（平成23年4月から開設半年間のみ定員払い）。

表10 同居している家族・子ども %

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人～
配偶者	16.5	83.5					
委託児	1.3	9.1	9.1	7.8	16.9	27.3	28.6
元委託児	85.1	10.8	4.1	-	-	-	-
実子・養子	48.7	34.2	13.2	1.3	1.3	1.3	-
補助者	87.8	10.8	-	1.4	-	-	-
その他親族	77.3	10.7	6.7	-	1.3	1.3	2.6
その他	91.2	7.4	-	1.5			

その他には、元委託児の配偶者、下宿人、もう一人の養育者（非夫婦・非親族）等。

（8）委託について

国の制度であるファミリーホームとして委託児を受け入れる以外に、自治体の子育て支援としてショートステイ・トワイライトステイを受けたり、社会的養護以外の機能を果たしているか尋ねた。その結果、児童養護施設・乳児院等に在籍している児童の短期受け入れを32.1%のホームがおこなっていることがわかった。ショートステイ・トワイライトステイ、家庭裁判所や保護観察所などからの委託もおよそ1割が受けており、社会的養護以外の機能を担う、地域社会の重要な拠点になっていることが伺える。2012年度の里親・ファミリーホーム調査でも（概要はサイトに掲載）里親・ファミリーホーム開設者は、多くの経験や社会的関心の高さ、ネットワークの広さから、地域社会の資源、ハブ的役割を担っていることがわかっている。

表11 その他の社会的機能 %

季節里親、週末里親、フレンドホームなど児童養護施設・乳児院等に在籍している児童の短期受け入れ	32.1
ショートステイ・トワイライトステイ等の自治体の子育て支援	9.2
家庭裁判所や保護観察所などからの委託	10.7

ファミリーホームは規模が小さい家庭養護であるため、新規委託にあたっては、既に委託されている・あるいは実子として生活している子どもたちへの影響が大きいことが予想される。本調査では、「新規委託にあたり、児童相談所は貴ホームに在籍する委託児の状況（年齢、性別、特段の配慮の必要、生育歴等）や実子の状況を考慮していると思いますか」「新規委託にあたり、児童相談所と貴ホームの間で、当該児童の自立支援計画、委託の中長期的計画が十分な情報交換・話し合いによって作成されていますか」「新規児童の委託を受けるに当たり、何らかの方針により委託を受けない可能性はありますか」の3問を尋ねた。

その結果、「新規委託にあたり、児童相談所は貴ホームに在籍する委託児の状況（年齢、性別、特段の配慮の必要、生育歴等）や実子の状況を考慮していると思いますか」については、「十分している」「まあしている」が合わせて 82.8%であり、既に委託されている・実子として生活している子どもの考慮がされていると回答した人が8割を超えていた。

自由記述を求めたところ、「十分に配慮されている」「意見交換を積極的におこなっている」という良好である旨の記述がある一方で、次のような記述もあった。

- ・ 幼児が2人いる中で障害児の受け入れをして、子どもたちが皆養育者を求めるので手が10本あっても足りない。睡眠不足との戦い。
- ・ 依頼に配慮がない。
- ・ 年齢の近い男の子が多いので女兒の委託がない。
- ・ 年も近く、似たような傾向の子どもだと、どちらもダメになってしまうことがあったので、委託の話が合ったときは、そういう心配があることを伝え、一般に受け入れ先がなく、どうしてもというときのみ受ける。
- ・ 児童相談所は年齢や委託児童の年齢層などの勝手に規則を作ってしまう。児童相談所とファミリーホームが話し合っただけで委託を進めるようにしてほしい。
- ・ 児童相談所が委託に消極的。児童福祉司に委託を阻んでいる者がいる。
- ・ 里親としか思っていない、ファミリーホームと考えていなくて児童相談所が委託をしない。里親にも施設にも断られた子の委託先と思っているようだ。
- ・ 処遇会議の結果が知らされず、話が流れたのか知らされない。

一方で、「新規委託にあたり、児童相談所と貴ホームの間で、当該児童の自立支援計画、委託の中長期的計画が十分な情報交換・話し合いによって作成されていますか」については、「十分されている」「まあされている」が合わせて 58.0%、「あまりされていない」「全くされていない」が 41.9%と、「されていない」も4割強にのぼっていた。

総じて言えば、児童相談所は新規委託にあたって、現にいる子の状況を配慮していると感じている割合は高いが、児童相談所との話し合いで自立支援計画・中長期的計画が作成されていると感じている割合は半数あまりしかない。

自由記述では、現実的な課題が明らかになった。

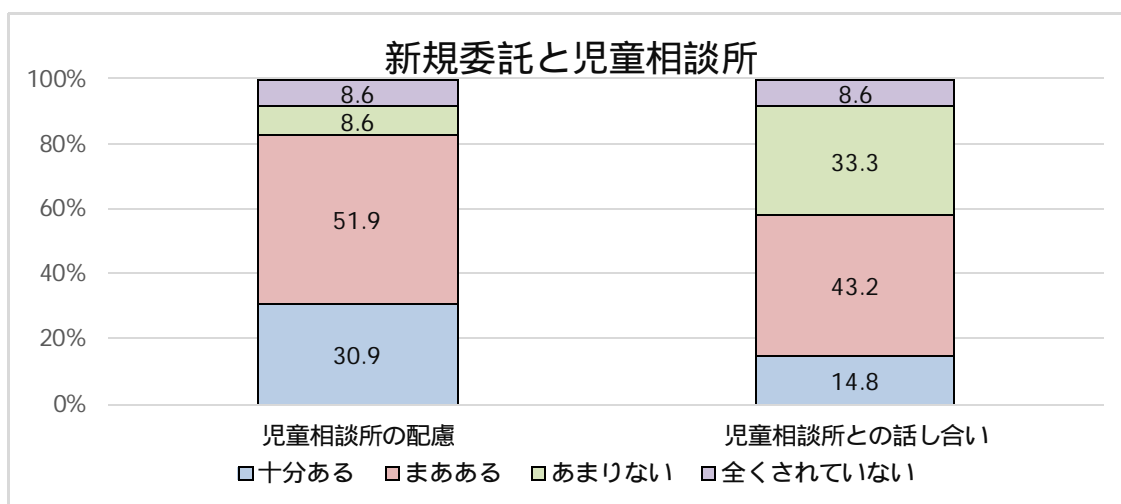
- ・ 全くない。
- ・ 設立当初より再三、再四、県、児相双方各職員に向け、計画作成を要請してきましたが、

なんの返答もなく作成の見込みすらないような状態であきれています。

- ・ 児童福祉司は措置までが仕事となっていて、自立支援計画を理解していない。
- ・ 児相は子どもの将来のことなどは全く心配していない。私たちが独自で考えてあげられない。
- ・ ファミリーホームの方で状況を判断して、その都度計画立てるようまかされている。
- ・ 発達障害が見逃されたり、発見が遅れたりして教育機関は後手にまわることがある。措置変更を急にしたり子どもを中心にしないことがある。
- ・ こちらから質問したり請求している。
- ・ 年齢の高い子に対しては、半年～1年の養育計画をいっしょに立てている。子どもの担当者の力量で変わっているのが現状。
- ・ 担当職員が替わることにより、子どもとの関わりが悪くなる場合もある。職員もファミリーホームの現状を学んでほしい。
- ・ 一番大切なところだと感じていますが、一番手薄な点だと思います。担当者が代わるとうまく次の職員に引き継がれない現実がある。
- ・ 委託されたらそれまでで担当ワーカーも変わったりするので顔も知らないまま子どもたちは元気に育っている。
- ・ 多くは、児相からの一方的な自立支援計画が渡されている。
- ・ 委託後にいろいろな問題点が出てきてそのときどきで、こちらから相談に行き、どのような方向で、支援していくかを考えている。
- ・ NPO法人の専門家とともに養育計画を児童と話し合っている。
- ・ NPO法人として意見をいっているため配慮してもらっている方だと感じる。

表12・13 児童相談所が委託児や実子の状況を考慮しているか、児童相談所とホームで十分な情報交換・話し合いで自立支援計画・中長期的計画が作成されているか %

	十分ある	まあある	あまりない	全くされていない
児童相談所の配慮	30.9	51.9	8.6	8.6
児童相談所との話し合い	14.8	43.2	33.3	8.6



新規委託にあたっては、既に委託されている・あるいは実子として生活している子どもたちへの影響から、打診されている子どもの新規委託を見合わせることも考えられる。回答では、68.8%が「現にいる子どもたちの年齢、性別、成育歴、配慮によって引き受けないことがある」と回答していた。

自由記述では、以下のような記述があった。現にいる子どもへの配慮、思春期の子ども同士の性関係の難しさ、打診のあった子どもにとって最善の選択であるか、児童精神科医などセカンドオピニオン、どの打診でも受け入れる姿勢、などがあがっていた。

- ・児相は預かっている子の兼ね合いを考えず配慮がない。
- ・今預かっている子どもたちのことを最優先に考えている。
- ・今まで全部引き受けてきたが今後現にいる子に対して配慮が必要だと思っています。
- ・現在いる子どもに危害を加える可能性があればお断りします。
- ・非行で年の近い子どもを受け入れて、どちらの子にも良くない経験に終わってしまった。現在は、男の子だけを受け入れている。
- ・現在10歳の男児を中心に家族を作っていきたいと考えているので、相性の合う子を希望、あまりに合わない子はむずかしい。
- ・いったんは引き受けるが様子を見て、他の子どもとのトラブルがあった場合、措置変更をお願いする。
- ・どの子どもでも受け入れるがその子の行動が激しい場合ファミリーホームより情短、入院、自立支援がいいのではと思える子どものときは断ったことがある。子どもにとって不相当と思える。
- ・どの打診も引き受けてはいますが、児童自立支援施設の子どもたちはギブアップしました。
- ・とりあえず受け、様子を見るつもり。
- ・年齢の大きい子は経験不足から引き受けない。年齢の小さい子は受けるようにしている。
- ・乳幼児との愛着形成の支障が大きくないこと、思春期の男女関係のリスクが無いことに、現在配慮しています。
- ・いつのまにか思春期の児童が多くなったので女性に限定している。(間違いのない様にする為)このこと以外は条件なしで受け入れOKをモットーにしているが児相の措置は施設重視である。
- ・思春期の子どもは、性別を一番考えてしまう。(…でもまだ断ったことはない。)
- ・現にいる子ども達との相性等を考慮すると思います。又、養育が困難な子どもには対応ができないときもある。又、自分の年齢を考えると幼児は受け入れが難しい。ホームの運営がいつまでできるか。
- ・断ったあと行き場がないため引き受けているが、もう少し配慮できる形で引き受けられた方がよいと考えている。
- ・セカンドオピニオンとして、児童精神科医等の意見もお聞きします。
- ・家庭裁判所や保護観察所からの委託以外、余程の事がない限り。
- ・基本的には「どの打診も引き受ける」なのですがケースによって児童の抱える問題が、このホームで委託を受けることで解決、前進のために役立つのか否かあるいは他施設、

他機関対応がふさわしいのか再考を。

- ・児童相談所が新措置児童に対する状況を細やかにやってほしい。措置されてから虐待児だったり障害を持っていたというケースが多すぎる。基本的には「どの打診も引き受ける」です。断ったことはない。
- ・基本的に「どの打診も引き受ける」であるが子どもを複数は引き受けられないよう児童とも話し合っている。
- ・当ホームとしては、里親のときからの私達の考えでどのような子どもでも引き受ける気持でいますので「どの打診でも引き受ける」考えです。
- ・どの打診も受けるのが道理であると今は考えている。
- ・ご縁があって当ホームに声がかかったと思うので全て受け入れています。
- ・どの子も引き受ける心ではいますが、国では3割を里親委託とっていますが、ファミリーホームを始めて、一人の子どもも来ません。いまだに一人の受託児童です。
- ・常にバランスの中で育てているので。

表 1 4 委託を受けない可能性があるか %

どの打診も引き受ける	現にいる子どもたちの年齢、性別、成育歴、配慮によって引き受けないことがある
31.3	68.8

(9) 開設の利点とハードル

国は社会的養護の子どもたちの3割を家庭養護とする数値目標を掲げている。当初平成26年度(「子ども子育てビジョン」)の数値目標としていた140箇所は、平成24年度に既に177箇所と開設数の目標数は達成している。が「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」(平成25年3月版)では1000箇所を上方修正している。また、「児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等をおこなう法人が開設するタイプが増えることが期待される」とし、平成24年度から建物の賃借料を月10万円まで措置費に算定することとした。また里親支援の対象にファミリーホームを加えるとともに、ファミリーホームに里親研修受講の努力を求めた。また施設が小さくなったものではないことを明確にするために平成24年3月に児童福祉法施行規則、実施要綱を改正し、養育指針を里親と同一とし「里親及びファミリーホーム養育指針」を通知している。

一方で、本調査からも明らかであるように、2009年、2010年には開設が多かったにも関わらず、ここ数年は鈍化しているのも事実である。そこでファミリーホーム開設の利点とハードルを明確にする一助になる質問を設けた。

養育者(事業者)にとってファミリーホーム開設の利点が何か、6つのカテゴリのうち当てはまるものすべてにをつけてもらった。6つのカテゴリとは、「里親よりも受託できる児童の数が多い」「委託児一人当たりの支弁額が里親委託費より多い」「補助者の人件費が支弁される」「要保護児童の親権者等が里親への措置より同意しやすい」「施設が開設・運営できる」「その他(自由記述)」である。結果は表15の通りであるが、平均2.26個の選択があった。養育者にとってのファミリーホーム開設利点として多くあげられたのは「補助者の人件費が支弁される」「里親よりも受託できる児童の数が多い」で、6割前後がそう

だと答えている。「施設が開設・運営できる」の割合は小さかった。

「その他」として記述されていたのは、「複数児童の養育によるメリット、デメリットはあるが心的発達に効果あり」「子ども達の育ち合い」「複数の養育者によって複数の児童の養育ができるところ」「子どもの養育に煮詰まることが少ない」「一人当たりの目の行き届きが多く、子同士の育て合いがある」「子どもにとって必要な養育が可能になる」「子どもが里親宅でなく自分たちの家、ホームだと思うこと」など子どもにとっての利点、「地域小規模児童養護施設より、自由度が高い」「法人のしぼりがない自由さ」「いろんな制約が少なく、やりやすい」など自由度、「養育が家庭に近い感じでできる」「施設より家庭的である」「子どもに一貫した養育を保證できる、パーマネンシーがある、成長を感じやすい」「地域に開かれたホームができる」「精神的、肉体的、金銭的にゆとりがもてるのでゆとりをもって子どもたちと関われる」「支弁額が多くなったため教育費を多くかけてあげられる」「個人より社会的に認知されやすい」など事業者であるが家庭養育であるというファミリーホームならではの利点、などがあげられていた。

表15 養育者（事業者）にとってファミリーホーム開設の利点（複数回答） %

受託児童数 多い	里親より措 置費多い	補助者の人 件費が支弁	児童親権者の同 意が得やすい	施設が運営で きる	その他
55.6	42.0	63.0	43.2	14.8	24.7

養育者（事業者）にとってのハードルは6カテゴリ「住居の要件、改修・改築・転居の必要」「開設までの書類や審査」「運営開始後の事務量の多さ」「配偶者や実子などの承諾」「規模が大きくなる身体的・精神的負担」「その他（自由記述）」で尋ねた。多くあがっていたのは「運営開始後の事務量の多さ」「住居の要件、改修・改築・転居の必要」「開設までの書類や審査」で、5～6割りがそうだと答えている。「配偶者や実子などの承諾」「規模が大きくなる身体的・精神的負担」の割合は小さかった。

その他としてあげられていたのは、「現在の校区への転校を校長が難色を示し時間がかかった」「書類提出をしてから受理まで2年かかっている」「当県だけだと思いが委託をしない、いまだに施設になっていて運営できない」「施設からの独立条件」「自由な時間・休日の減少」「規制が多い、月一回の防災訓練、年2回の健康診断などなど」「住居の補助がないので金銭的な負担が大きい」「数字に強い経営者を目指すのではなく、委託児の人生に関わり、人生構築に少しだけ貢献できた実感できる様な養育の実践者になりたいと思っている、開設までの書類や審査のハードルとしては、書類がそろっていれば届出制なので受理しなければならないこと」「開設後、親族の気が変わったところがあった」「今後の心配、修繕費も必要」「施設と比べていろいろな意味での保証がない」などがあがっていた。

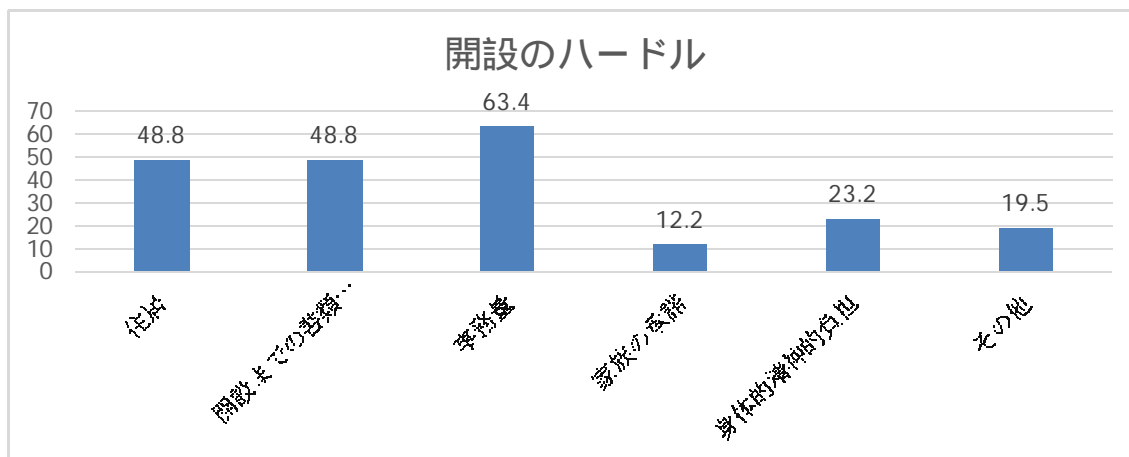
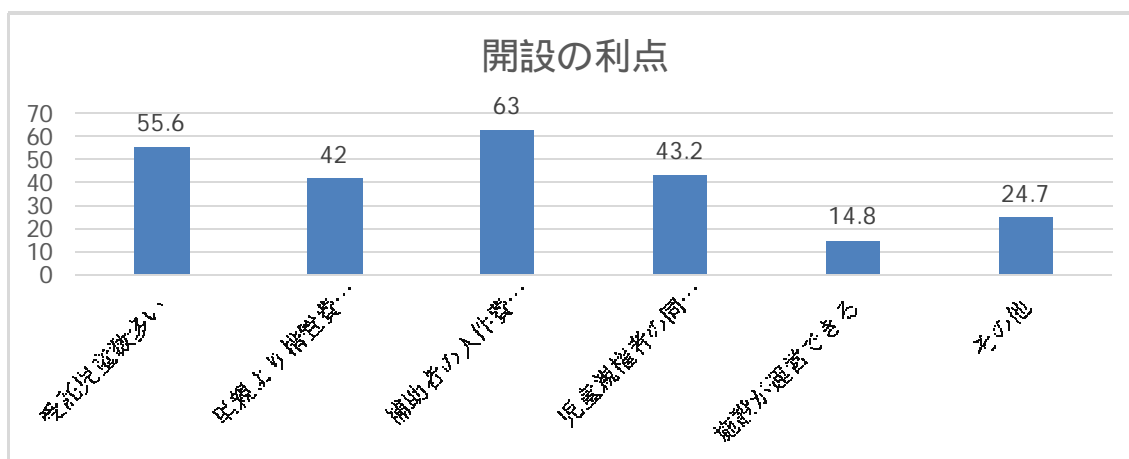
表16 養育者（事業者）にとってファミリーホーム開設のハードル（複数回答） %

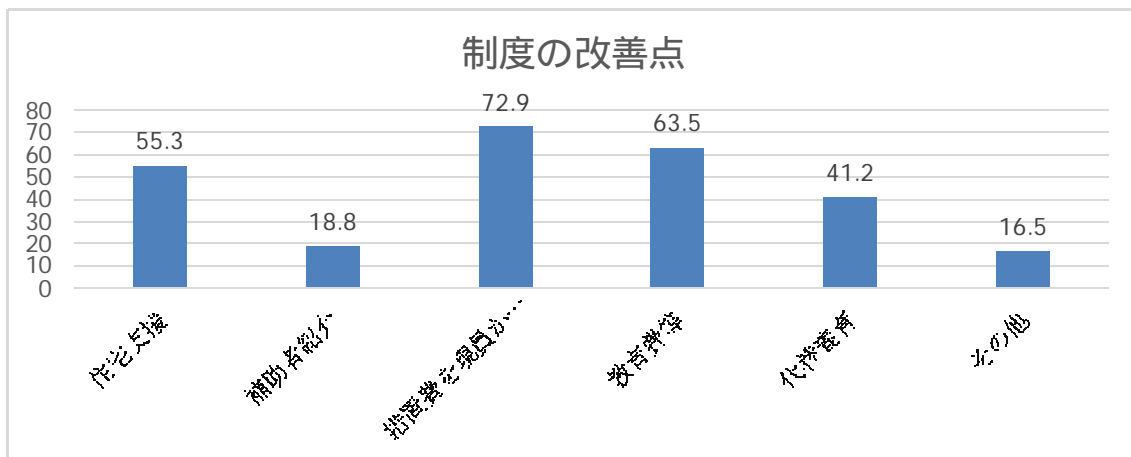
住居	開設までの 書類や審査	事務量	家族の承諾	身体的精神 的負担	その他
48.8	48.8	63.4	12.2	23.2	19.5

ファミリーホームの開設・運営が今後促進されていくために、現在の制度で改善が望まれると思う点は何かを「住宅支援(改修改築費の助成、物件の提供等)」「補助者の紹介」「事務費、事業費を実員でなく定員で支弁すること」「教育費等、高年齢児の措置費・支度金の拡充」「養育者が疾病等で養育できない時の代替支援」「その他(自由記述)」の6カテゴリで尋ねた。その結果、最も割合が高かったのは「事務費、事業費を実員でなく定員で支弁すること」で4人に3人が選択していた。「教育費等、高年齢児の措置費・支度金の拡充」「住宅支援(改修改築費の助成、物件の提供等)」も割合が高い。「その他」として記述があったのは、「満年齢措置解除後の自立支援の拡充」「アフターケア」「短大・大学・専門学校」など自立支援に関する事柄、「書類等の軽減・簡略化」「事務負担の軽減」など事務負担に関する事柄、「児相が優先的にファミリーホームに」「最低定員の支弁制度の必要」「最低人数の保障(運営)」など運営の安定性などに関する事柄、「レスパイトが必要」など継続性に関する事柄があがっていた。

表17 制度の望まれる改善点(複数回答) %

住宅支援	補助者紹介	措置費を現員から定員に	教育費等	代替養育	その他
55.3	18.8	72.9	63.5	41.2	16.5





(10) ファミリーホームの運営

成育歴や、社会的養護に至った経緯が異なり、年齢や性別も異なり、例えば実親や親族との交流があるか、家庭復帰の見込みがあるか等の将来のビジョンも異なり、時には委託児と実子（含む養子）という立場も異なる子どもたちが、少ない人数で起居を共にするのであるから、子ども同士の関係性が子どもに与える影響は大きいだろうし、それゆえに揺らぎが子どもにネガティブな影響を与えたり、中には、成育歴や被虐待経験、社会的養護に至った経緯の難しさから、スケープゴートにされる子どもが出てしまったり、非行や虐待行為・暴力的な言動に恐怖感を覚えたり悪い影響を受ける子どももあるかもしれない。他方で、子ども同士にしかできない仲間の形成、分かち合いや育て合いがポジティブな影響を与えることもあるだろう。

本調査では「互いによい交流になっている」「けんかやトラブルがしばしばある」「各児それぞれであまり交流していない」「望ましくない関係になることがある（スケープゴート、言葉の暴力等）」「子ども同士の関係が難しく措置変更や居所変更に至ったことがある」「その他（自由記述）」の6カテゴリから複数回答を求めた。

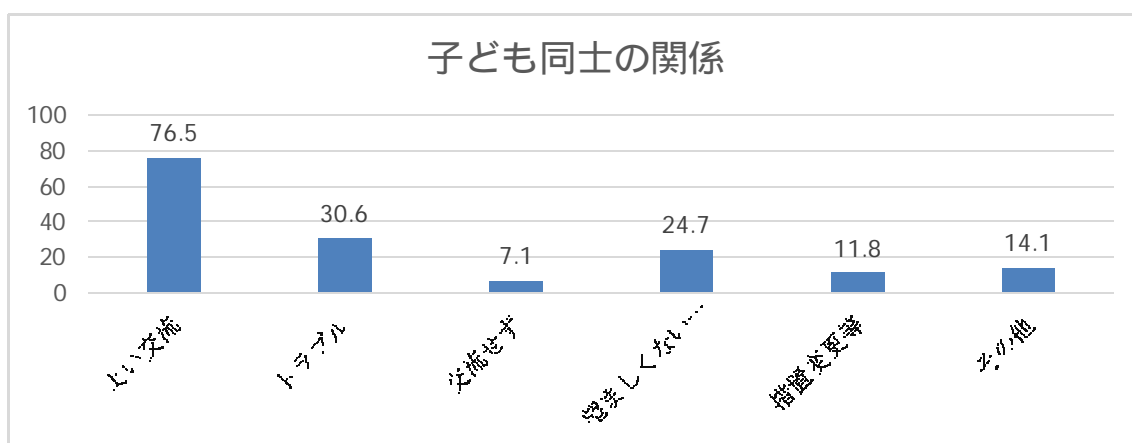
その結果「互いによい交流になっている」は4人に3人、76.5%が選択していた。同時に、「けんかやトラブルがしばしばある」「望ましくない関係になることがある（スケープゴート、言葉の暴力等）」も2～3割が「ある」と回答し、「子ども同士の関係が難しく措置変更や居所変更に至ったことがある」も1割が「ある」と回答していた。

「その他」として記述されていたのは、「上の子が下の子の面倒を見ることがある」「コミュニケーション能力が身に付く（共同して問題を処理する力も...）」「少々のトラブルやけんかはあるが、それによって社会性が身につく」「どういう子であれ子どもは子ども同士の仲で育っていくと思う、トラブルの中で社会性も育っていると思う」「子ども同士の育て合いが見られる喜びがある」「関係が良い時や難しくなる時があるが、学校での状況を他児が話してくれたり、遊び相手になってくれたりしている」「関係の良い時もあるが、悪い時もある」など、子ども同士の関係が良い影響を与えていることがあげられていた。その他、「子ども同士の関係での措置変更はないが本人のわがまま、無知等ではある、むつかしい子がまわってくることが多いと思う」「別住居でホーム運営、子どもが成長（社会人・大学生）してから行う」「発達障害の子どもは交流を一切しない、その他は普通だが」「年齢の

差がありすぎ理解に難しいところがある」などもあげられていた。

表18 子ども同士の関係（複数回答） %

よい交流	トラブル	交流せず	望ましくない関係	措置変更等	その他
76.5	30.6	7.1	24.7	11.8	14.1



持続可能なファミリーホームの運営のためには、養育の代替者がいること、相談者や頼れる人がいること、後人の育成、身体的・精神的負担感の軽減が必要である。

本調査で「仮に養育者（の1人）が疾病等により3ヶ月養育にあたれないとして、養育の代替を依頼できる方がいるか」を尋ねたところ、「いる」は51.2%、「いない」は48.8%と半々だった。

「ホームの運営、子どもたちのことについて、親身に相談できる人・頼れる人がいる」かを尋ねたところ、「養育者、補助者間で十分足りている」26.5%、「ホーム外にも相談できる人・頼れる人がいる」55.4%、「相談できる・頼れる人が十分でないと感じている」18.1%と、ホーム外にも資源がある人が過半であったが、十分でないと感じている人も2割あった。

「養育者として身体的、精神的負担感があるか」を尋ねたところ、「ある」が77.6%を占めた。子どもの養育やケア、ホームの運営、責任を担っていること、休みや代わりがないことなど、身体的・精神的負担感を感じている人が少なくないことがわかる。

「ホームの10年後、20年後のために若年・中堅世代を育成していますか」を尋ねたところ、「している」29.1%、「する予定がある」33.7%と合わせて62.8%であったが、「したいが難しい」も29.1%あった。

また、これらの回答については、2009年に国の制度になったとき、「ベテラン里親」がファミリーホーム開設者になったことで、プロフィールにあるように高齢化していることも、10年後、20年後の今後の課題として浮かび上がってくるだろう。ホームで過ごした・育った子どもたちにとっては、もしホームが閉鎖されても、養育者や補助者、同居した家族、ともに過ごした子どもたちとの人間関係は続くと考えたいが、ホームは一代

限りである性質のものなのか、後継者の育成を促進すべきものなのか、今後の課題だといえる。

表 1 9 緊急時の養育代替者 %

養育の代替者いる	いない
51.2	48.8

表 2 0 親身に相談できる人・頼れる人 %

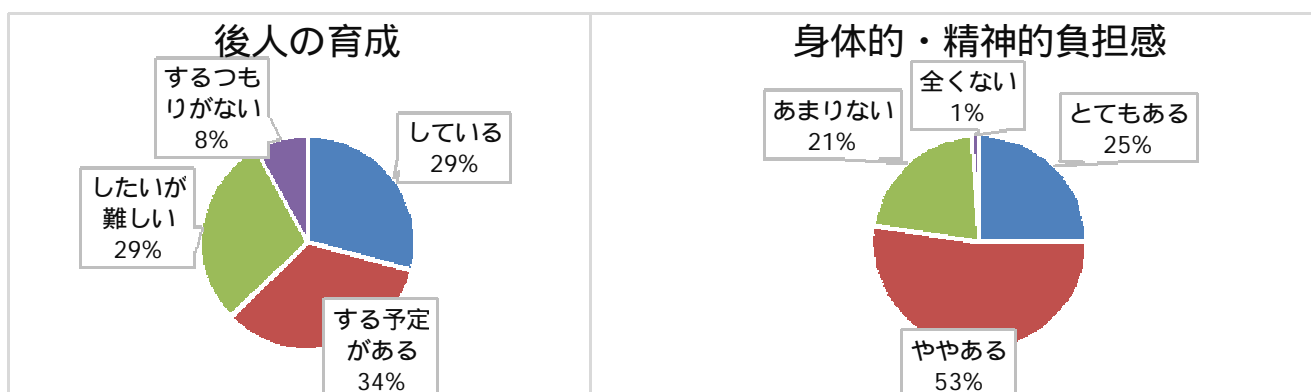
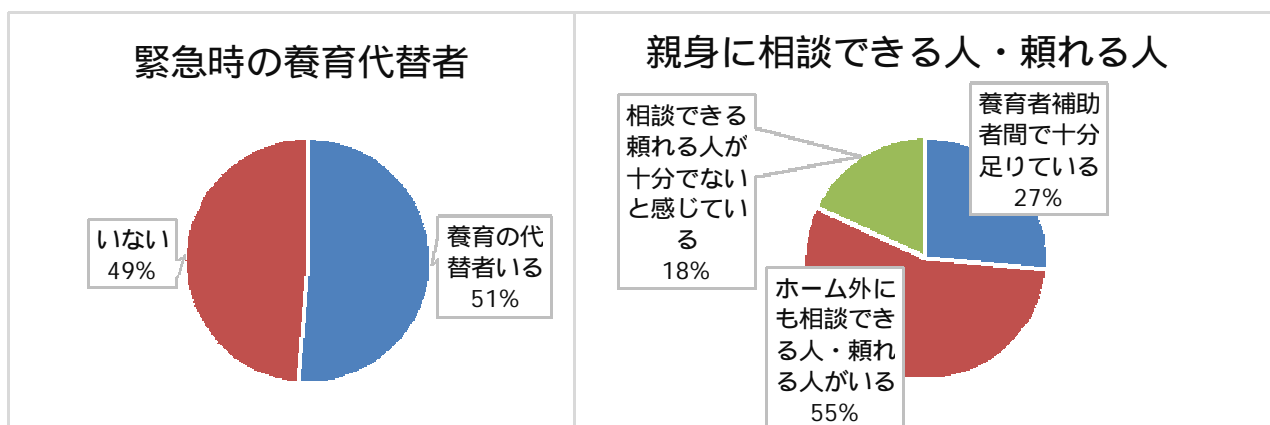
養育者補助者間で十分足りている	ホーム外にも相談できる人・頼れる人がいる	相談できる頼れる人が十分でないと感じている
26.5	55.4	18.1

表 2 1 後人の育成 %

している	する予定がある	したいが難しい	するつもりがない
29.1	33.7	29.1	8.1

表 2 2 身体的・精神的負担感 %

とてもある	ややある	あまりない	全くない
24.7	52.9	21.2	1.2

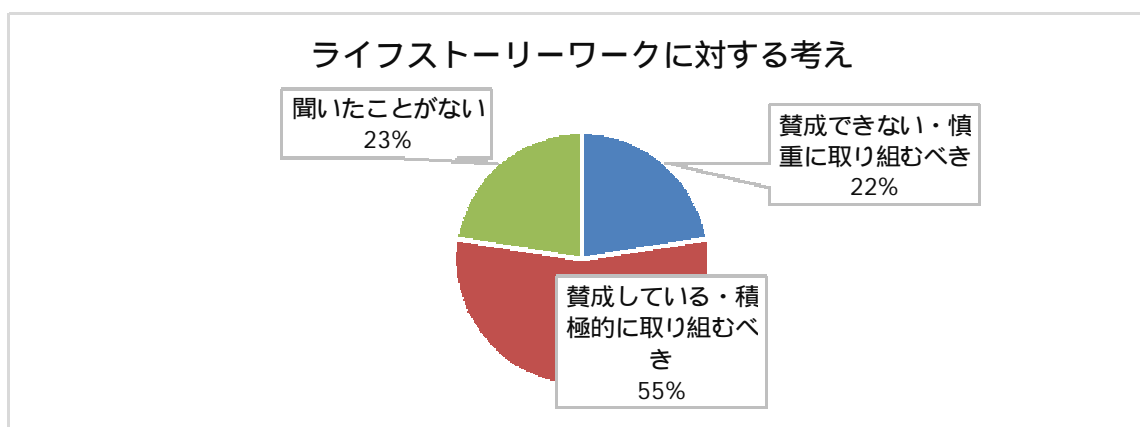


(11) ライフストーリーワーク

近年、「ライフストーリーワーク」ないし「生き立ちの整理」が子どもたちの人生の連続や自己肯定感を高めるために必要だと言われている。一方で、多機関による体制を整えて慎重におこなう必要、現状では困難、子どもの段階の考慮の必要等も言われている。本調査では、「あなたのお考えはどちらに近いでしょうか」として、ライフストーリーワークへの態度を尋ねた。選択肢は「賛成できない・慎重に取り組むべき」「賛成している・積極的に取り組むべき」「ライフストーリーワーク、生き立ちの整理は聞いたことがない」の3つである(1つ選択)。その結果、「賛成している・積極的に取り組むべき」が過半の55.0%であったが、「賛成できない・慎重に取り組むべき」「聞いたことがない」も4人に1人あることがわかった。ちなみに2012年里親・ファミリーホーム調査では、委託児のために訪問を伴うライフストーリーワークを行なっている(子どもにゆかりのある場所の訪問)のは全体の14.9%、生き立ちの整理・ライフストーリーワークをおこなっているのは7.5%だった。

表23 ライフストーリーワークに対する考え %

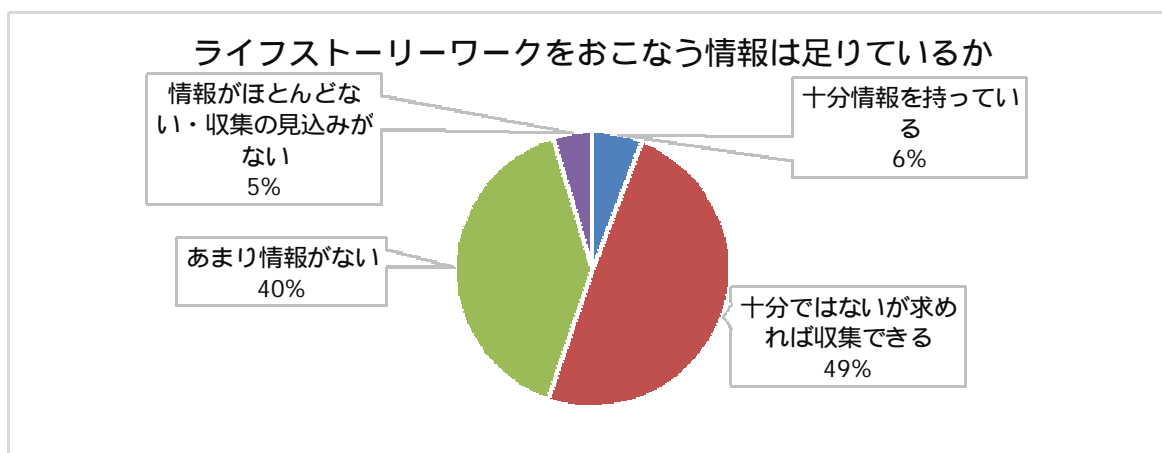
賛成できない・慎重に取り組むべき	賛成している・積極的に取り組むべき	聞いたことがない
22.5	55.0	22.5



ライフストーリーワーク自体に必要性や意義があると感じていたとしても、おこなう環境にないことも考えられる。例えば、児童相談所の担当ケースワーカーに、児童票を確認しながら、生き立ちや今後の見通しについて話してほしいと思ってもそれが叶わなかったり、実親・親族の経緯や現況について伝えたいと思っても情報が収集されなかったりすることが予想される。本調査では、「ライフストーリーワーク、生き立ちの整理をおこなうとして、お子さんの情報は足りていますか」と尋ね、「十分情報を持っている」「十分ではないが求めれば収集できる」「あまり情報がない」「情報がほとんどない・収集の見込みがない」の4件尺度で回答を求めた(子ども個々人によって状況が異なることもあるだろうが、選択は1つ)。回答は「情報をもっている」「求めれば収集できる」が6割弱、「あまり情報がない」「情報がほとんどない」が4割強と、およそ半々であった。

表 2 4 ライフストーリーワークをおこなう情報は足りているか %

十分情報を持っている	十分ではないが求めれば収集できる	あまり情報がない	情報がほとんどない・収集の見込みがない
5.9	49.4	40.0	4.7



また、自由記述で、「ライフストーリーワーク、生い立ちの整理をおこなうとして、誰が、いつ、どのようにおこなっていくのがよいと思いますか」と尋ね、アフターコードをおこなった。詳細は報告書本文に掲載されているが、抜粋したい。

結果の概要としては、児童相談所のケースワーカーのみがおこなうべきであるという回答は 10.5%と小さく、養育者がおこなう 33.3%、養育者と児童相談所のケースワーカーが共同でおこなう 31.6%と、6割強が養育者が関わることを想定していることがわかった。その他として分類したものの内訳は「信頼関係が結べている相手」4人、「実親」2人、「(養育者の)実子」1人、「専門家」1人、「養育補助者(事務員)」1人、「責任もてる大人」1人である。

いつおこなうべきかについては、「具体的な時期になったら」35.5%、「子どもが望んだら」6.5%など、この先に特定の時期が来たときを想定しているものが 42.0%、「普段から」35.5%と態度が分かれていた。場面の記載があったのは全体の4分の1のみであったが、記載があった中では、「日常的に」が7割、「フォーマルな場を設けて」が3割だった。

このように、ライフストーリーワークについての考えや態度は、多様であることがわかった。また、委託児個々人の成育歴、経緯、親・親族の現状、将来の見込み、委託児のパーソナリティ、特に配慮すべき事柄など、個々のケースによってさらに多様であることは容易に想像できる。

表 25-1 誰が行うか N=57 %

養育者	児童相談所・CW	養育者と児相・CWが協力	その他
33.3	10.5	31.6	24.6

不明 30 人を除く

表 25-2 いつ行うか

N=31 %

普段から	子どもの成長に合わせて	具体的な時期になったら	子どもが望んだら
35.5	22.6	35.5	6.5

不明 56 人を除く

表 25-3 どのようにして行うか

N=20 %

日常的に	フォーマルな場を設けて
70.0	30.0

不明 67 人を除く

アンケート調査では限界があるため、ライフストーリーワークの実例、良かった点、課題を残してしまった点、子どもの反応やそれへの対応・フォロー、継続性などは調査することができなかった。

(12) ファミリーホーム開設・運営の醍醐味、苦勞、要望について

最後に、自由記述で「ファミリーホーム開設・運営の醍醐味、苦勞、要望について」記載を求めた。報告書本文より引用する。

【醍醐味（プラス意見）】

ファミリーホームの醍醐味、プラスの意見は、主に四つの種類に分けることが出来た。

まず一つ目は、委託児の成長についての意見である。「子どもの小さな成長を見ることやたくさん子どもたちに頼りにされていると実感することがファミリーホームを続けていくエネルギーとなっています」といったように、委託児の成長が養育者の喜びであり、またファミリーホーム運営へのやる気となっていることがわかった。委託児との距離が近いため毎日成長をつぶさに確認でき、さらに、委託児が成長するにつれて養育者も人間的に成長することが出来るという意見も多かった。

次に、苦勞はあるけれど喜びも大きいという意見である。この意見が、全調査票中最も多い意見であった。「苦勞もありますが、喜び楽しみも与えられ感謝です」「怒ったり、笑ったり、泣いたり連続です」「泣いたり笑ったり怒ったり、うまくいくこともいかないこともあると思ってそのときその子どもにしてあげられることを精一杯することが大切だと思う」「苦勞も多いが、喜びもある」「子どもたちと共に過ごす楽しさが、大変さを忘れさせてくれます」「苦勞は多いものとてもやりがいのある仕事だと思います」。このように、非常に多くの養育者が、苦勞とともにやりがいや喜びを感じていることがわかった。

三つ目の意見は措置解除後にたずねてくれることが嬉しいという意見である。「自立後で措置解除した子が元気に明るく暮らしていると報告に訪ねてきてくれた時の感動」「委託児が退所後に訪ねてくること」里親やファミリーホームの特徴として、施設と違い実家的な役割を担っていることがあげられるが、その役割を喜びとして感じる養育者が多いことがわかった。これは、一つ目の意見（委託児の成長）の喜びが長期化したために、増幅したとも考えられる。

最後の意見としては、家族になることができた喜びというものである。「縁のあった子ども

もたちが、集まってきて、家族になっていると思っています」「各子どもたちが実の兄弟、姉妹のように付き合い、いろいろ面倒を見てくれること」など、ばらばらで問題のあった委託児たちが、家族のように暮らしていることがわかった。これは、里親家庭でもそうであるが、施設よりも近い距離で家庭的な養護を目的としているファミリーホームにおいて、非常に理想的であると言える。「家庭的なムードで楽しい食卓を作っています。社会的養護は絶対にファミリーホームにするべき」といった強い意見もみられ、ファミリーホーム制度が本来の目的を果たし、成功している例を示している。

【苦勞（マイナス意見）】

ファミリーホームの苦勞、マイナスの意見は、主に「現在の制度の不備の指摘」がほとんどを占めている。その中でも「金銭面」や「委託児の不足」が主な不満の原因となっている。具体的には、「事務費が不安定なため職員の確保ができず、賃貸料も定員に満たないと10万円ほどしか援助がなく不足分の負担が大きい」「開設から2年経ったが委託児が3名で運営が厳しい」「欠員になっての事務費の件、また定員数の確保維持を児童相談所は責任を持ってほしい」「補助者を入れているので、お給料が心配なく払えるように事務費を安定して出してほしい」という事務費や人件費に頭を悩ませている養育者が多い。「受け入れる準備はできているがなかなか子どもがこない」などといった意見もあり、需要と供給のバランスがとれていないことも伺える。平成24年10月/家庭福祉課調べによると全国にホームは177所、委託児童数は671人である。都道府県によってかなり差があり、ファミリーホームを開設しても何年も待たされているという養育者もいる。また苦勞の意見の中には、悲しいことに「開設して4年目になるが、最近疲れやすくなり開設したことを後悔している」などという声もあった。

【要望】

ファミリーホームを運営するにあたっての沢山の要望をこの間で得ることができた。ファミリーホームと里親の義務の違いによる苦勞が特に多くあり、「事務手続きが大変。具体的な運営情報をもっとほしい」「事務費・事業費は定員払いで支弁が必要」「事務処理が多い。支弁の概算、精算請求に加え学校からの証明書を四半期ごとに証明をうける等、養育里親と比べられないほど義務がある。助成金等を設置し安定した事業の継続のためにも最低定員数の支弁制度を設置してほしい」という意見があった。養育者のほとんどが、金銭面に関して融通が利かない場合が多いことに不満を持ち、安定した事務費や養育費を求めている。また、行政に対し「単に管理的であったり、監視的であることが多く、真によりよい養育に向かっているとは言えない」という厳しい意見も見受けられた。

以上、質問紙調査（量的調査）の概要を報告した。先行調査研究レビュー、インタビュー調査（質的調査）は、報告書の各部に掲載した通りである。報告書は東洋大学附属図書館、東洋大学社会学部社会調査室に所蔵されている。

調査について不足のある点については今後の課題とし、ひとまず調査結果を報告・フィードバックすることとする。ご意見ご要望を頂戴したい。本調査結果がよりよい社会の構築にあたり少しでも役立つことを願っている。

謝辞

本調査にご協力いただきました日本ファミリーホーム協議会、回答して下さったファミリーホーム養育者の皆さま、インタビューでお話を聞かせて下さった皆さまに記してお礼申し上げます。

平成 26 年 2 月 白井千晶

ファミリーホームの現状に関する調査結果概要

平成 26 年 2 月 1 日発行

白井千晶（東洋大学）

無断引用・転載を禁じます